

協議第 1 号

新市建設計画の策定方針について

新市建設計画の策定方針について、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 28 日提出

風連町・名寄市合併協議会

会長 島 多 慶 志

新市建設計画策定方針（案）

【Ⅰ】策定方針の大綱的事項（概要）

1. 策定方針の概要
2. 策定の背景及び経緯等
3. 策定の目標及び整理事項

【Ⅱ】建設計画策定の基本方針

1. 建設計画の構成
2. 建設計画の「期間10年」の考え方
3. 策定作業方針
4. コンサルタントの活用

【I】策定方針の大綱的事項（概要）

1. 策定方針の概要

1) 計画の趣旨及び目的

○計画は、法律及び確認事項等を基に、創造性に富み個性あふれる地域社会を形成し、信頼と理解に立った緩やかな融合をもって、「新市」の建設を目指すものとします。

○策定した計画は、合併を判断するための重要な材料として用います。

2) 計画の構成

○計画は、特例法に定める事項を中心に構成します。

特例法第5条第1項要約

「新市建設の基本方針」「新市及び道が実施する新市建設の根幹（主要）事業」「公共的施設の統合整備」「財政計画」

3) 計画の期間

○計画の期間は、10か年とします。

※但し、財政計画は15か年を目処に推計します。

4) 新市建設の基本方針の作成

○計画の策定にあたっては、先ず「新市の将来像（新市建設の基本方針）」を作成し、長期的な視点に立った展望をもって臨みます。

5) 住民意見の反映

○新市建設の策定にあたり、住民意見の聴取等は特に重要視し、限られた時間のなかにも、住民参画の手法を積極的に取り入れ、住民の声を広く聴いて計画等に反映していきます。

6) 健全な財政運営

○財政計画は、健全な財政運営を基本に据え、地方交付税をはじめ国・道の補助金や地方債等について、今日的な状況を踏まえ適切に見積もることに努めます。

2. 策定の背景及び経緯等

1) 合併推進の背景及び経過

- ①国・地方の財政事情の悪化、行財政改革の必然性、地方分権の推進、合併関係法の改正及び制定、過疎・少子高齢化などの地域課題等に対応するため、日常的な連携を密接に図り、合併問題を中心としたこの地方の存続等の協議を進めてきたこと
- ②これまでの合併推進の経過、各種検討会議や住民説明などを踏まえ、現行の合併特例法期限（平成17年3月31日）内の合併成立を目指し、法定協議会設置の議決を見たこと

2) 計画策定にあたっての前提条件及び対応等

◎条件1～法期限までにとり限られた期間のなかでの建設計画の策定

対応；2市町からの基礎データ収集、住民意向の反映は、特に効率的に行うこと

ア) 基礎データの収集

イ) 住民意向の反映

○住民意向アンケートの実施

～6月初旬に全戸配布し、7月中旬までに集計・分析作業を終了すること

○ワークショップの実施

～6月中旬までに計3回程度開催、構成は名寄市20名、風連町10名、住民公募と指名により選任、無報酬として取り扱うこと

○住民説明会の実施

～新市の将来像や重点施策など新市建設の基本方向についての説明を8月、新市建設計画の説明を12月にそれぞれ予定、基本項目等の説明と併せ行うこと、建設計画素案等の説明は、「未来創造的な合併後のまちづくりに向けて、方向や方針」への問いかけを中心に行うこと

ウ) コンサルの活用

◎条件2～今日的財政状況を踏まえての建設計画の策定

対応；地方分権や多岐にわたる行政需要等に対応するために、効率的な行財政が不可欠であることから、現況の財政実情を踏まえ、合併に伴う支援措置（合併特例債や補助等）と行財政改革（行政評価及び費用対効果）とを有機的に結びつけ、健全な財政運営が可能となる計画策定に努めること

3. 策定方針の目標及び整理事項

1) 計画の性格

新市建設計画～合併特例法（合併後に策定する「総合計画」の基礎を成すもの）

新市総合計画～地方自治法（新市のまちづくり計画を定め、基本構想は議決を要し、建設計画の趣旨及び内容等を基本に策定するもの）

2) 計画策定の主なねらい

- (1) 法の優遇措置（特例法第11条及び11条の2；地方交付税の額算定及び地方債の特例等）と行財政改革との整合を図ること
- (2) 新たな個性を創出するため、新市まちづくりに必要なプロジェクト及び主要施策と基礎的行政サービスの維持との整合を図ること

3) 策定上の留意点

- (1) ハード事業のみでなくソフト事業にも配慮します。
- (2) 計画には、実現可能なものを盛り込み、新市建設に資する事業を選択し、健全な財政計画との整合を図ります。
- (3) 新市建設には、旧市町村意識を乗り越え、新市の行政基盤の確立に向けて配慮します。
- (4) 計画は、地域全体をレベルアップし、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を果たし、組織と運営の合理化を図ります。
- (5) 旧市町の振興には、地域自治組織制度を活用して、合併に伴い地域が寂れてしまうことのないよう、**建設計画書に明記**します。

4) 作成等の手続き

- (1) 計画の作成にあたっては、**特例法の定め**により、次のとおり手続きを行います。

特例法第5条関係の手続き（①～④は第3項関係、⑤⑥は第4項関係）

- ①合併協議会は、市町村建設計画の原案（変更）を作成します。
- ②合併協議会は、都道府県知事に事前協議を行います。
- ③事前協議終了後、合併協議会は都道府県知事に正式協議を行います。

- ④都道府道知事の回答を得ます。
- ⑤合併協議会は、市町村建設計画を定め、これを直ちに公表するとともに総務大臣及び都道府県知事に送付します。
- ⑥総務大臣は、市町村建設計画を国の関係行政機関の長に送付することになります。

【Ⅱ】建設計画策定の具体的方針(詳細)

建設計画は策定方針概要での定義付を踏まえ、策定することとします。

特に、財政事情を背景とした合併の意義・効果を立証するための財政計画の提示、これに裏付けられた基礎的行政サービスの方向性の提示、これらを可能とする行政改革実現のための取り組みなどの提示に努めます。

また、合併後の考え方として、一体となった場合の地域特性や新たな機能創出の可能性及び発展可能性についての分析を表したうえで、新市としてのグランドデザインや既存の総合計画等における地域課題に対応していくための基本政策の提示にも配慮します。

1. 建設計画の構成

構成の基本は、合併特例法に規定する4項目を踏まえた構成とし、構成のあり方は、国のマニュアルに示されている以下の構成を基本とします。

- I 序論(1合併の必要性 2計画策定の方針)
- II 市町村概況
- III 主要指標の見通し(1人口 2世帯)
- IV 建設方針(1将来像 2基本目標 3基本方針 4土地利用 5地域別整備の方向)
- V 施策
 - 1自然環境の保全と活用
 - 2都市基盤の整備
 - 3生活環境の整備
 - 4保健・医療と福祉の充実
 - 5教育・文化の充実
 - 6産業の振興
 - 7連携・交流の促進
 - 8開かれたまちづくりの推進
 - 9行財政運営の効率化
- VI 都道府県事業の推進
- VII 公共施設の適正配置と整備
- VIII 財政計画

2. 建設計画の「期間10年」の考え方

計画期間設定については、合併特例債の適用、地方交付税算定特例の期間がともに10年であり、合併後に策定を要する総合計画においても、これまでの趨勢から10年単位の計画期間となることが予想されることから、10か年とします。

3. 策定作業方針

策定作業にあたっては、以下のとおり臨みます。

1) 作業の推進方針

- ①最適なコンサルタントを選定し、その最大限の活用を図ります。
- ②可能な限り策定作業の迅速化・効率化を図ります。
- ③事務局、各市町の関係所管担当、コンサルタント、その他関係組織等との密接な連携の下に素案作成作業にとりかかります。
- ④総合計画策定を見据え、そのための基礎調査に十分配慮します。

2) 策定作業内容・方法

- ①必要となる作業
基礎的データに関する調査検討、建設計画策定、建設計画の協議、説明作業
- ②作業別詳細
基礎的データに関する調査検討作業
- ③住民意向の把握・分析
住民アンケート調査、意見、提言の募集、素案説明会時に意見把握
- ④合併の必要性等の整理分析
地域の特性及び全国の動向
- ⑤地域概況の整理
地域を取り巻く状況、総合計画・関連計画等の整理、地域構造の分析（広域的インフラ整備の状況、都市化の動向、地域のつながり、産業構造など）
 - 地域の状況
 - ・人の動き（人口・世帯数の推移、年齢別・階層別人口の推移、人口動態の推移）
 - ・産業の動き（産業別就業構造の推移、産業別状況）
 - ・都市空間構成（土地利用、歴史的・自然的条件の整理）
 - ・都市施設等の整備状況（道路、公共施設など）
 - 行財政の状況
- ⑥地域における主要課題等の調査検討
 - 市町ごとの大きな課題の調査検討；首長ヒアリングなど
 - 市町ごとの政策分野別課題の調査検討；各市町企画担当者への調書作成依頼
 - 市町ごとの主要事務事業の現状と見直しに関する調査検討；各市町現場担当者への調書作成依頼

3) 建設計画策定に関する作業

- ①新市の構想部分の検討
序論・新市の概況の策定、主要指標の設定、都市建設の基本方針の策定
- ②新市の基本計画部分の検討
施策の体系及び方向・方針の策定、新市における根幹事業の抽出と設定
- ③公共施設の適正配置と整備方針の検討
- ④財政計画の検討
財政シミュレーションの実施、主要事務事業の査定実施、財政計画のとりまとめ
- ⑤新市建設計画のとりまとめ
- ⑥新市基本構想等のあり方に関する調査研究

4) 建設計画の協議、説明に関する作業

- ①合併協議会による協議
- ②小委員会による協議
- ③幹事会による協議
- ④道との協議
- ⑤住民説明会
- ⑥策定部会等における検討
- ⑦事務局、コンサル等打合せ

5) 策定スケジュール

現行法期限内議決に対応可能な策定作業をスケジュール化（11月を目処に完了）

6) 策定体制

- ①建設計画小委員会・幹事会・事務局
- ②財政計画特別専門会議
- ③関係職員
- ④事務局、コンサルタント
- ⑤全専門部会
- ⑥全分科会

4. コンサルタントの活用

必要性を鑑み、コンサルタントを活用